

被保護者健康管理支援事業実施要領

1 目的

生活保護法第 55 条の 8 の規定に基づき、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図るための事業（被保護者健康管理支援事業）を実施し、被保護者の自立の促進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人、その他都道府県等が適当と認める民間団体に、都道府県等が行うべき事務を除き、本事業の事務の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

本事業は、次の（1）による分析により、管轄地域内の健康課題を抽出し、把握した地域の健康課題や社会資源の状況を踏まえ、（2）の事業方針を決定することとする。

（1）現状・健康課題の把握

ア 既存の取り組みの調査分析

これまでに実施した健康管理支援に関する事業に関してその目的、対象、実施方法、内容、実施体制及び評価等について整理し、課題となっている事項を分析する。

イ 健康・医療情報の調査・分析

保護台帳や帳票、医療扶助レセプト、市町村保健部局や保険者のデータから、地域の被保護者の健康状態に係る全体像を把握する。

ウ 社会資源の調査・分析

地域における社会資源について、被保護者が活用可能か否か活用可能な場合の対象年齢等について整理し、把握する。

（2）事業方針

（1）により把握した現状・健康課題を踏まえ、以下の取組方策のア～オの内、オの頻回受診指導については必須事業とし、その他ア～エから少なくとも 1 つを選択して実施すること。

ア 健診受診勧奨

健診未受診で健康状態が把握できていない者等に受診券の個別送付や家庭訪問による生活状況や健診未受診理由の聞き取り実施等

イ 医療機関受診勧奨

健診結果で要医療と判断されたにもかかわらず、医療機関を未受診の

者等に同行支援事業を活用した受診同行の実施等

ウ 保健指導・生活支援

栄養・口腔・運動等で改善が必要な者や過剰飲酒、依存症が疑われる者等に対する、保健所や精神保健福祉センターなどの社会資源に繋げる支援の実施等

エ 主治医と連携した保健指導・生活支援（重症化予防）

医療機関を受診中だが経過不良の者等に関して、福祉事務所と主治医とが相談・連携体制を構築し、生活習慣や服薬に問題がないか等の課題を確認する支援の実施等

オ 頻回受診指導

同一診療科で月 15 回以上の受診者に対して面談を行い、頻回となる要因の分析する支援の実施等

（3）事業評価

本事業の実施にあたっては、あらかじめ中長期的な目標、毎年度の事業により達成を目指す目標を設定し、評価指標についてもそれに設定すること。

評価指標は、支援するための仕組みや体制が整っていたか等を評価する「ストラクチャー（構造）」、目標の達成に向けた過程が適切であった等を評価する「プロセス（過程）」、あらかじめ計画した事業が実施できているか等を評価する「アウトプット（事業実施量）」、目的とした成果が出たかを評価する「アウトカム（結果）」の観点から設定すること。事業実施後に設定した評価指標に沿って事業評価を実施すること。

（4）事業報告

毎年度、事業終了後に各福祉事務所は、事業の実施結果を厚生労働省に報告する。別途示される様式を用いて事業全体についての内容、個々の取組方針についての内容に関して、報告書を作成し、報告すること。

4 留意事項

- （1）事業の実施に当たっては、「被保護者健康管理支援事業の手引き（令和 2 年 8 月改定）」（令和 2 年 8 月 21 日。以下、「手引き」という。）を参照すること。
- （2）事業の実施に当たり、対象者の抽出には、手引きに掲載している図表 5 のフェイスシートの項目例を参考とするほか、事業報告には同じく手引きに別添として掲載している事業報告様式を活用すること。
- （3）本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- （4）関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取り扱いに適切な手続きを踏まえること。